

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第5回議事概要

日 時：令和5年3月10日（金）9：30～11：50

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

石川 博将	株式会社RKKCS 次世代システム開発部 主任
石井 貞行	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 課長
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第二開発本部第二開発部 課長
末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課長
玉置 直人	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 意見照会結果とその他課題・検討事項について
3. 標準仕様書 1.1 版（案）の修正点について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換(概要)】

(資料 2_意見照会結果等について)

○ (2.3 DV加害者情報の取り扱いについて)

DV加害者情報の取り扱いについて、意見照会の結果から後期業務における傾向は把握できた。本件は 20 業務に幅広く意見を聞いて、取り込み要否を判断する必要があると考えるが、全国意見照会は、後期の担当部署に意見照会したのか。情報システム担当課に照会したのか。

⇒意見照会の通知において情報システム担当課にも確認いただきたいといった明記はしておらず、都道府県を通じて後期高齢の担当課に連絡していただいている。そのため、情報システム担当課まで確認した結果かどうかについては市区町村ごとに異なるという認識。

DV加害者情報については、各業務の所管省庁で検討するよう、デジタル庁より方針が示されたことを受け、業務毎にまずは対応方針を検討し、分科会・WTにて見解を示す必要があると考え、今回後期としての見解をお示したところ。資料にも記載した通り、DV加害者情報の機能については現時点では機能要件に追記せず、連携要件として追加可能かをデジタル庁に業務横並びで調整していただき、それを踏まえて追記する方針とさせていただくことを想定している。

⇒機能要件に記載する内容については業務横並びで行う必要があると考える。検討経緯とデジタル庁に調整していただくということで理解した。

⇒自治体の状況や団体規模にもより、業務横並びとすべきところはあるが、標準オプションとする方針については賛成である。

(参考資料_帳票デザイン基本方針書)

○ (5.3.宛名の位置について)

住民基本台帳の標準化において、他業務含めて統一することを目的として印字位置を示したが、一方で、その印字位置では幅が足りない問題が発生したことを理解した。後期から改善の提言をすべきと考えるか。

⇒幅の不足は郵便還付先を追加したことにより発生した。郵便還付先は一般市要件というよりは、政令市要件という認識である。そのため、今後デジタル庁の政令市要件の検討結果によって郵便還付先は不要と判断された場合は、削除となる可能性も

ある。宛名の位置については、他業務横並びの対応すべきところであるため、デジタル庁より示される方針を踏まえての判断となると考えている。

⇒令和5年3月末時点で業務横並びの方針が示されなかった場合は、後期の仕様書から削除するのか。他業務と統一すべきと考えるがいかがか。

⇒意見照会でいただいたご意見をふまえ、標準オプション機能として追加しているものであり、実装有無はベンダにて判断いただくものとなる。他業務に規定のない要件を記載することに関して懸念があることは理解しているが、この要件が規定されないと、現在の運用が実現できなくなってしまうと判断して要件の追加を行ったため、他業務で規定されなかったから削除するという判断は現時点行わないと考えている。

⇒横並びで統一することが望ましいが、ご意見を踏まえて要件の規定は必要であるため、後期としては追記することとする。

⇒20業務横並びの調整には不十分な箇所もあると認識している。本来であれば今月の公開版で統一すべきであったが、政令市要件も確定していない状況であるため実質難しい状況である。そのため、令和7年度末に向けては標準準拠システムの開発を進めつつ、どのように統一していくか、という議論を今後行っていく必要があると考える。現時点で他業務との差異や理想的でない箇所が可視化されたので、今後、丁寧な議論を行い、統一していくことが必要と考えている。

⇒引き続き解決に向けて進めていきたいと考えている。

(資料2_意見照会結果等について)

○ (3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて 保存期間を経過した情報の削除に関すること)

① の要件については、横並び調整方針の通りの機能要件を実現することは難しいと考えており、デジタル庁に意見出しを行っているところであるが、今回は要件を明確化した内容で事務局案を示した。これにより他業務と差異が発生する可能性があるが、横並び調整方針の通りでも問題ないとするのか、事務局案の内容が良いのか、等ご意見いただきたい。

⇒横並び調整方針の「法令年限及び業務上必要な期間」まで保持して一括で削除する機能の実現は難しいため、事務局案が望ましいと考える。

⇒オンラインで削除対象者を指定するのか、バッチ等で対象者のフラグを立てて削除をするのか等、どのような削除方法を想定しているか。

⇒削除方法については、ベンダにおいて選択可能な範囲と考える。「法令年限」を各データベースのデータごとに国からの正式な見解も示されていない中、ベンダに対して自動的に判断して削除するような機能要件を求めることは難しいと考える。

⇒他システムの情報を参照しているケースもあり、参照先システムから削除されるこ

とで画面表示できない等の問題も発生するため、複数の業務の処理が完了したかを考慮して削除対象を判断する必要がある。実現性を踏まえると事務局案が望ましいと考える。

- (4.1 その他検討・課題事項について No2. 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について)

デジタル庁において令和5年1月から文字要件に関する検討会が行われているが、この検討状況も踏まえて後期単独での検討は見送りとの方針ということでよいか。

⇒他のWGにおいても業務のWG単独で方針を検討されるのではなくデジタル庁にて一体的に検討されたもので正式な指針を示してほしいと言った意見があったと認識していますので、デジタル庁にて検討される内容に委ねる形とさせていただきたいと考える。

(資料3_ (別紙2) 機能・帳票要件)

- (機能ID: 0250040 「特記事項(メモ情報)管理」)
管理項目として「登録ユーザ」が示されているが、これは基本データリストの「操作者ID」ということでよいか。基本データリストには「登録ユーザ」という項目が別にあったので、項目名を統一してほしい。
⇒操作を行ったユーザということで、基本データリストの「操作者ID」に該当する。基本データリストを確認して、項目名を統一する。

(資料4_帳票レイアウト)

- (3ページ: 保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書)
広域保険料と市区町村別保険料が異なることによる住民からの問い合わせの対策のため、現状では保険料算定の基礎に、広域が減免している額を記載する対応をしているが、標準仕様書では印字項目として示されないのか。
⇒一部政令市から減免額を印字したいという要望があったが、広域の決定通知書に印字されていないこと、減免した場合の減免額は広域から通知されるものと考えことから、後期の標準仕様書としては項目として取り扱わないとしていた。広域の仕様にも影響する内容であるため、標準オプションとして取り込むかを含めて検討する。また、政令市要件としてデジタル庁の整理方針が示されれば取り込むことになると考える。

(資料3_ (別紙2) 機能・帳票要件)

- (機能ID: 0250354 「還付先登録」)
年金保険者への返納の際の「規定するCSVフォーマット」とはどこから提示されてい

るフォーマットを指しているか。

⇒特定のフォーマットを指しているのではなく、ベンダがシステムとして規定する CSV フォーマットを指している。

⇒表現を誤解のないよう修正してほしい。

⇒表現を修正する。

○ (機能 ID : 0250215 「還付金口座振込依頼情報作成」)

還付金を窓口において現金を渡している自治体が存在するのか。

⇒窓口において現金の収受は原則実施していないというご意見を別の自治体からはいただいていたが、実際に実施されている旨、自治体からのご意見があったことを踏まえて要件を記載している。

(今後の依頼事項について)

○ 本分科会及び WT の結果を踏まえて標準仕様書に反映し、3/15 (水) を目途に展開予定である。ご意見があれば 3/17 (金) までに事務局へ提出いただきたい。

ただし、デジタル庁方針の展開のタイミングや内容に左右される課題については、反映を行えない可能性がある。今後デジタル庁と調整しつつ、確認依頼を行うかどうかも含めて調整してご連絡させていただく。